

「最終評価および第2次佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画策定」に係る  
専門部会構成

専門部会委員について

(設置)「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例」第 19 条

専門の事項を調査審議するため、協議会に部会を置くことができる

(部会の委員任期)

「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」最終評価および「第2次佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」策定まで

(部会の構成) 2部会設置

【子ども期・学齢期・障がい児】

No	団体名
1	佐世保市歯科医師会
2	佐世保市薬剤師会
3	長崎県栄養士会佐世保支部
4	佐世保私立幼稚園協会
5	佐世保市保育会
6	佐世保市PTA 連合会
7	長崎県公立高等学校・特別支援学校校長会
8	佐世保市小学校長会
9	佐世保市中学校長会
10	市内大学生

【成人期・高齢期・要援護高齢者・障がい者】

No	団体名
1	佐世保市歯科医師会
2	佐世保市医師会
3	長崎県歯科衛生士会佐世保支部
4	長崎県看護協会県北支部
5	佐世保市介護支援専門員連絡協議会
6	佐世保市障がい者相談支援事業所連絡会
7	佐世保市老人クラブ連合会
8	佐世保市商工会議所
9	市内大学生

※網掛け部分は「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会」委員には所属なし